

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について

平成 27 年 12 月 22 日

地球温暖化対策推進本部決定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。

地球温暖化対策推進本部は、パリ協定を踏まえ、我が国の地球温暖化対策の取組方針について、以下のとおり決定する。

I. 国内対策の取組方針

「日本の約束草案（平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定）」で示した 2030 年度削減目標の達成に向けて着実に取り組む。また、パリ協定等において、2℃目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこととされたこと等を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献する。

1. 地球温暖化対策計画の策定

日本の約束草案及びパリ協定を踏まえ、来春までに地球温暖化対策計画を策定する。策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を行う。

2. 政府実行計画の策定

政府は来春までに、地球温暖化対策計画に即して、先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定し、率先して取組を実施する。

3. 国民運動の強化

国民各界各層が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、政府が旗振り役となって地球温暖化防止国民運動を強化し、地方公共団体、産業界、全国地球温暖化防止活動推進センター、NPO 等多様な主体が連携しつつ、情報発信、意識改革、行動喚起を進める。

II. 美しい星への行動 2. 0（ACE2.0）の実施

世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、今般、COP21 首脳会合に合わせて発表した途上国支援、イノベーションからなる新たな貢献策「美しい星への行動 2. 0（ACE2.0）」の実施に向けて取り組む。

1. 途上国における気候変動対策の実施

2020 年に、途上国において、官民合わせて年間約 1 兆 3,000 億円（現在の 1.3 倍）の気候変動関連事業を実施する。

2. エネルギー・環境イノベーション戦略の策定

革新的エネルギー・環境技術の開発強化に向け、来春までに「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定し、革新的技術の開発について集中すべき有望分野を特定し、研究開発を強化する。

Ⅲ. パリ協定の署名・締結・実施に向けた取組

パリ協定の実施に向けて国際的な詳細なルールの構築に我が国としても積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。